

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む）第四巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43871

(4)

伊江島

伊依渡

關係

アジア局長

第一課長

第五課長

30.3.12

30.2.23

南方班

総南連第一七七号

昭和三十年二月十八日

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

伊江島及び伊佐浜軍用地接收問題について

標記について那覇日本政府南方連絡事務所長より別紙写の通り報告があつたので御参考までに送付する。

標記に關しては円満に解決するかにみえたところ急に逆転したのは、さきに自由人権協会を初めとしてアジア法律家會議等で取りあげられ世界的問題としてクロイブアブされた結果、これらの後援に力を得て關係住民が立ち上つたものと考えられるが、これに対し米國政府がいかなる措置に出るか注目されるところである

総理府

ので取あえずお知らせする。

1926 30.3.14

丁帳記

第一課長

第五課長

江局
30.4.4
第五課

南方班

総南連第三三六号

昭和三十年三月二十九日

総理府南方連絡事務局 長

30.4.4
第一課

30.4.4
0263

外務省アジア局長 殿

米軍に屈服した伊佐浜問題及び伊江島真謝区強制接收開始につ
き
標記について那覇日本政府南方連絡事務所長より別紙(一)及び(二)の通
り報告があつたので御参考までに送付する。

了帳記

30.4.5

総理府

寫

(別紙)

那第(八)四号

浦

昭和三十年三月十八日

那霸日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務所局長殿

米軍に屈服した伊佐波問題

去る三月十一日早朝から武装米兵三十余名出動し嚴重に警戒の下に重機をよつて収用を開始した。宜野湾村伊佐波部落の軍用地接收事件は地主と軍隊の対峙によつて一時緊迫した気配をみせ、政府並に立法院軍用地特別委員会などが事態の收拾に緊急会合を重ねるほど緊張状態にあったが米軍の態度は依然として強硬を極め上層部の命令によるものであるから今更中止することは不可能との声明を發表、結局地主も政府も、立法院側も軍の出方へ屈服した格好になっている。

事件当初、重機の前に座り込み、或は遠巻きして武装軍隊の行動を見守つていた地主の中には米兵の暴行によつて全治十日間の打撲傷を負つて卒倒した一老人(七ニ才)が医師の診断書を立法院軍用地特別委員会に提出して善処方を訴ふる事件も起り或は軍と地主が押し合つた際MPの胸に突当つたという席で一女性が暴行罪として胡差軍事法廷で裁かれ無罪の判決が行われるほど立退事件をめぐつて若干の紛争も起つたが現在では地主達は大体に於て平靜を復している。

今回の事件の発端は軍の工事開始の通告が同区域のA地区から

て開始されるもの予告であったと拘らず軍の重機が現実に行動を
起したのが予告なきB地域であったため不意を食った地主達が駭
き出したのは始末つたものであり、部落では代表者を挙げて、通告
されてゐるのはA地区からB地区の工事を中止してくれとの申入れを行
ったが、作業班にはそんな事はわかりん、と作業を続行したため部落
民数名が重機の前に座りこみ、工事の進行を阻止する態度に出
たのであった。

事態の急迫に対処するため、立法院軍用地特別委員会も琉球政
府英儀副主席以下の関係職員も現場に急行して実情を調査
の上工事中止方針として首席民政官はじめ関係当局に折衝を続け
たが結局軍としての既定方針であるから変更不可能であり、われ
れは上層命令として行動していると突っぱねられた。

この間、軍は声明書を發表したが、軍發表の内容と、実際に食
違ふ点もあり、このため関係地主が軍の作業を不当に妨害した
うに誤解される点もあり、又軍發表によると、現地で座りこみした民
衆は地主と部落民は一人もおらず、全部外部からの者である、と
してゐるのに対し、軍立法院軍用地特別委員会は、軍發表の事実
と相違する点を指摘して弁駁声明書を發表する、という事態も
起された（三月十三日朝刊各紙所載）

更に立法院特別委員は十四日、ジョンソン首席民政官と会見伊
佐波の軍用地接收の中止方法及び立退者のために三萬坪の干拓
工事を軍によって施工方を要望したところ

民政官は
「A地区のみとソフタの両邊であつた。五十二年度頃の計画ではA、B
の區別があるが現在はそのような區別はない。工事については杭を打

つたのだから地主は承諾している筈だ」と言明し而も現実には収容地区をA地区としたため紛争を起したことについては何ら説明しなばかりか、杭を打つたのだから地主は工事の施行を承諾している筈だなどと嘯ぶっている態度に対しては一般の反感が深まりつつあるようである。

又、シヨシン民政官の言明の中は

「怪我人を出したと知らずそれは意圖を以てやつたのではないだろう。アメリカ兵は無理を林道にしている。その怪我は住民が強硬であつたため仕方なかつたのだろう。この事が軍用地内で起つたというところを考慮に入れなさい。ブルトリーザの前で座るのは「サーどうぞ」といふ事で無理である。機械から無理を起すのと一節をあり又代替地についての要望に対しては

「干拓工事は正式に陳情すればDEとか、副長官に陳情して、しかし結果はわからぬ。私としては努力するとしが言えない。皆さんの解決策に対しては確約できない。口にも云って居るの、将来の軍用地内題に対する軍の態度と、縦意を示したものと見られてゐる。

伊佐波内題は伊江島の土地内題と異しく久しく燃つて居た事件であるが朝日の「沖繩の軍政を衝く」と記事以来当地住民の間では米軍は最早既往の「祿や真和志」に於けるが如き強制接收は出来ないのでなつたと観測して居たところであつた拘らず又々今回も如き傍若無人の弾圧手段を出て来し、而も琉政立法院若殆ど施策を有せざるもの、如くであるのを見て土地内題と言ひ復歸内題と云ひ米側は沖繩人の諦めの思想を見込して、愈々其弾圧政策に自信の度を深めつつあるのではあるまいかの悲觀論が多い。

寫

(四八三)

那第一八三号

浦

昭和三十年三月十八日

那霸日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長殿

伊江島眞謝区強制接收開始

伊江島眞謝区の軍用地収用問題に關し二月二十六日ト至リ米軍
 二月二十八日から射撃演習をすと村長宛に通告すると共に、
 ライカム本部は三月十一日の發表で、伊江島における爆彈演習
 の実施に伴い、住民の安全保障のため境界線設定工事を近く
 開始する旨を明らかにした。右境界線設定工事は十四日米軍に
 了つて開始された。

米軍が住民の安全保障の名の下に境界線(金網)を設けるのは
 地区内十三戸の地主達が立退きを反対し又同地域を耕作する二百
 戸の農民が接收反対で頑張つてゐるので否応なしに立退かせ耕地
 収用を実行するに於てこの拳を打たぬものと解されてゐる。

米軍はこの收置と強行するに於て海上から約三百名の兵隊人員が
 明らかとされてゐる。完全武装兵を上陸させて現場に野營せしめて
 あり、實力の行使によつて杭打ち乃至境界線設定工事を進めてゐる
 事態の緊迫に対し、立法院軍用地特別委員会は三月十四日午後
 委員会を開き、現地から代表三名を喚問、証言を求め、種々対策
 を協議した結果、強制的収用の中止方を軍に要望したところ、諮合纏
 まらず、了つて十五日現地に急行事實調査の上改めて首席民政官

と折衝することになった模様である。

軍用地特別委員会から送られた証言の概要は三月十五日の朝刊各紙に報道されているが、現地証人の証言で注目されることは、

(1) 軍の発表によると村長や土地委員が土地の接收に同意したとあるがそんなことはない。吾々はこの事を憤慨している。二人の肉題をナカ場合吾々はドレイドとされているとしか思われない。

(2) 軍の言うことはアテにならないと区民は思っている。

内容を見せるといふ。又説明もしない。文書も署名させられぬ地主もいる。軍に對するこれまでの吾々の信頼と協力は裏切られようとしている。

(3) 指定地域内には十三戸の家屋があったが、ここで農耕している地主は二百戸に達している。

(4) 軍から指定された地域の耕地からは年間約一千萬円の収益があるのに、軍から支拂われる借貸料は十八萬円であり、その他の補償もなければ、適当な代替地もない。

(5) われわれは軍の要求をどこまでも拒否することは出来ぬが、どうか、

(6) 区民は全員業を休んで米軍の行動を見守る所あり、三月十二日からは学童を休校している。

同事件に對する民政府の態度は、上層部の命令によつて行動しているが、一兵張りであつて立退中止という住民の望む解決は絶望視せられてゐる。

第一課長

第五課長

総南連第三〇四号

昭和三十年四月二日

南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

自由人権協会へ訴えられた伊江島問題について
標記について別紙写のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長より報
告があつたので、御参考までに送付する。

30.4.7

30.4.6
0169

30.4.7

30.4.9

記帳了

総理府



那第一六九号

昭和三十年三月十二日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

自由人権協会へ訴えられた伊江島問題
 三月九日沖繩タイムス夕刊は東京支局通信として伊江島の真謝区
 民(二〇一名の地主)が運署した書簡を日本自由人権協会に送り、
 立退き問題をめぐる区民の難渋を訴えてきたことを報じている。同
 記事は「さきに副長官に提出したものの写」を添附していることを
 伝えてゐるが、これはおそろく去る二月十五日大城真謝区長外三名
 が行政府に与儀副主席を訪問した際区民二百数名の署名したオグデ
 ン副長官宛の陳情書の写を指すものと解される。
 該陳情書で注目されることは「信頼する米國が区民の協力精神を理

総 理 府

解せず、圧力や権力で折角の誠意を歪められたときは区民は米國に
 対する信頼の念をそがれ、やゝもすると自暴自棄的行動に走るだろ
 うことを深く憂慮する」と強調した点である。

伊江島問題でこれまで行政府が米軍との間に折衝してきた立退き条
 件の主なるものは

- 1、農耕可能な代替地を通信隊と真謝区の間で認める。
 - 2、二百日分の食糧費を現金で支給する。
- であるが、区民としてはこのような条件で行政府が軍と折衝してい
 ることは「われわれにとつて迷惑なことであり、またたとえ完全補
 償がなされても絶対立退けなさいというのが本意である」と云うにあ
 つてなお二月十五日与儀副主席との会見でも彼等は
- 一政府が軍と折衝している場所は絶対農耕出来る所ではありませ
 伊江島では現在の農耕地以外に耕地はありません。若し通信隊の
 ところが農耕出来るというなら、軍の科学的技術で試験の上見せ
 てもらいたいものです。また二百日分の食糧費を支給するという



ことも二百日後は死ねという意味にもなり、このように折檻がなされていくことは却つて迷惑を感じるばかりです。たとえ完全補償があつても私たち区民は絶対に立退きたくないというのが本意です。さきに、宮里内政局長にも訴えたように、是非立退きを要求するものであれば殺してから立退かせると云つています。」と述べ区民が立退く意志のないことを強く訴えている。ところが去る二月二十六日大城伊江村長は軍から「二月二十八日から射撃演習をする」との通告を受けたので比嘉主席や市町村軍用土地連合委員長桑江良幸氏にあて一軍の通告に住民は非常に憤慨している。何んとか止めて貰うよう御配慮乞う」と急電を發し演習開始を阻止する決意を示した。他方軍は更に二月二十八日比嘉主席にも「空軍は伊江島の指定地域において二月二十八日から不定期射撃演習を実施する」と正式通告を發した。真謝区民の強硬決意を察知した政府は二十八日政府職員を伊江島に急派して実情調査に当らせたが、三月二日朝真謝区長外八名の代表は行政府に比嘉主席を訪問、米軍に

総 理 府

よる実弾射撃演習の実相を伝え「米軍は予ての言い分では農耕もさせる。補償もやる」ということだつたが、いよいよ上実施してみると補償もなく、農作物は焼かれ食う物はなくなつてきた」と報じた。この日、主席と会見した彼らの態度は強硬な反面、投げやりのなところを見せていたと言われ、これまでの陳情とか、訴えとかいふものとは違つて、比嘉主席や行政府に対する不満の爆発とみられ、又アメリカえの反感を相当露骨に示したといわれて居り、新聞記者に語つた言葉の中に「我々は暴力で目的を果そうとするのではない。しかし米軍のやり方が精神的によくない。彼らの精神は琉球人よりも劣つている。だから我々は彼らに精神面の反省を要求するのである。アメリカ人に悪いことをさせることはアメリカの為にも又我々の為にもよくないことである。正しい話し合いがなされなくてはいかん」と云つて居り前記のタイムスタ刊は区民の自由人権協会に対する書翰の一部を「われわれ地主は孤立の立場におかれて苦しんで参りました。それは沖縄の政治家の殆んどが軍をおそれ、われわれ

の力にはなつてくれません。頼る人もなく、地主同志で生きるために歎願を続けて参りました。こんど貴協会が人権問題をとり上げて下さいまして初めてわれわれの味方が出来、われわれのとつた道が間違つていなかつたと安心致しました。お蔭様で警官の立入りも少なくなりました」と報じて居る。伊江島問題の悪化に關し当地民間の声は左の通りである。

一 アメリカは琉球における三権を掌握することによつて存分に沖縄を料理することを意図している。従つて彼らは沖縄住民が熟慮し日本国内に世論化しつつある沖縄の返還問題を大きく警戒している。彼らは是が非でも沖縄を掌握してその意図する基地政策を強行すると思われる。伊江島問題はアメリカのこの意図を端的に現わしたケースと見られる。

二 琉球における政府はアメリカ民政政府であつて琉球政府ではない。琉球政府を設置したことは対外的宣伝価値を狙つたものであり、住民の切実な声も、行政主席の懇請も彼らには問題ではない。先

総 理 府

吉岡と、利己の
行をなす、新聞
記者の意見。以上
の二つは、伊江島
問題の、

般なされた「行政主席任命制継続」のオグデン言明は琉球に自治を与えないといふことと同言語である。公選主席は住民に責任を負うのであるから軍に責任を負う任命主席制度の継続によつて軍の意図する対琉球政策を強行するはらであらう。

三 伊江島住民をも含めて沖縄住民は軍用地問題は最早沖縄で解決される問題ではなく、又住民対アメリカの間で解決される問題でもないと考えようになつた。今回の伊江島住民の絶望がこのようを見方を生かして見ている。

四 真謝区民が日本自由人権協会に直訴したことは軍用地問題が最悪の段階に入つたことを証するものである。従つて軍用地問題は国際的規模において盛り上げる世論によつてのみ解決されるだろう。比嘉主席の渡米折衝に住民が期待をかけるのもそこにある。

五 自由人権協会への直訴は日本政府としては特に注目すべきである。何故に日本政府に訴えずに人権協会にもつて行つたか大いに考えさせる問題がある。

現在、沖縄においてアメリカは三権を掌握して事実上唯一の施政権者としての支配を行つてゐる。しかし沖縄の人々は領土権が日本に在ることを疑わない。ところが領土権を拘束しかねない軍用地の永久使用賃貸料一括払いといひ、所有権や生活権の侵犯といひ、最後の関頭に追いつめられた軍用地問題に対して領土権が日本に在ることを知りつゝも敢て日本政府に訴えずに政治力をもたない自由人権協会筋に持ち込んだという伊江島の地主達の考えは何を意味するであろうか、伊江島住民が我々の力になつてくれなれと慨歎してゐるのは決して琉球政府にだけではなく領土権をもつてゐる日本の政府に対しても同様に頼むに足らずと考えてゐるのかもしれない。沖縄の殆んど政治家がアメリカを恐れてゐるやうに日本の政治家もアメリカをおそれてゐるのでないかと言いたいのであろう。これまで沖縄でなされた軍用地問題に対する抵抗で伊江島住民程筋を立てて、勇敢に、且つ冷静に斗つてき

総 理 府

た区民はいなかつたと印象されてゐるが刀折れ矢尽きて最後に訴え出た相手が祖国の政府ではなく、人権協会であるといふことは名ばかりの琉球政府とは違つて、自主完全独立を目指してゐる日本政府に対する無言の抗議と言えないだらうか、過ぐる沖縄戦で十六万の犠牲を払つてもなお祖国防衛の第一線を死守してきた沖縄住民の祖国への忠誠は一体どのやうに解釈すればよいだらうか。六、伊江島の絶望はこれを沖縄の絶望であらしめたくない。又孤立状態におかれてゐるのは伊江島の地主だけではなく、実に沖縄自体がそうである。孤立沖縄を次の侵略から守るものは世界の良識と人類の善意であり、自由を護る勇氣だけである。それにしても所詮子を愛するものは親である。沖縄の人権と自由を護つてくれるのは「祖国の政治」以外にはない。

アジア局長 第一課長

第五課長

30.4.7
第五課

南方班

総南連第三五二号

昭和三十年四月四日

南方連絡事務局長

30.4.6
332

30.4.13

30.4.14

外務省アジア局長 殿

伊江島真謝地区強制接收の反響並びに
応急措置の決定について

標記について別紙(一)及び(二)のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長
より報告があつたので、御参考までにお知らせする。

記帳了

総理府

那第二〇五号

昭和二十三年三月二十八日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

伊江島、真謝地区強制接収及びその反響について

宜野湾村伊佐浜、伊江村真謝の両地区はついに米軍によつて強制接収が敢行されたが、代替地、生活補償、食糧の給与等予ての約束が履行されないままに立退きを余儀なくされそのためこれら地区住民は今や悲惨この上もない窮境に追い込まれている。このような米軍の血も涙もない非人道的仕打ちに対し地区民の間には戦時中の「鬼畜米兵」と言ふ言葉が復活し又或る者は彼等を「土地強盗」とも言っている。

武装軍隊の警戒の下に、ブルトナーで予告なしに住家をすきこわされ、家を失つて草の上に乗せられても何ら、暴挙にも出でずに、忍び難きを忍び、ひたすら自分に負わされた運命に従っているかに見える現地農民の態度と共に一方、海を渡り更に陸路二十数里の距離にある琉球政府庁舎主席室前に十四日以来十日間に及ぶ坐り込み陳情をして補償についての比嘉主席の回答を迫り続けている同区代表の態度も極めて平静で立派な

総 理 府

ものといわれている。

去る三月十五日伊江島の現地を視察した立法院議員（軍用地特別委員）の一人某氏は視察の様様を次のように内話した。

大砲や鉄砲、それに防毒面で完全武装して警戒に当たっている数百名の米兵のいる現場に行くことはそれ自体が危険であるとして、「萬一の事があつてもあなた方は伊江島まで行かれますか」と地主代表から質問されたがどのような危険があるかと吾々は住民の土地を護る責任者の立場からは是非現地を視察したいといふのでその日伊江島行を決行した。

出発に當つて軍民政府連絡官のフライマス氏から現地の設営隊長に宛てた紹介状を貰つたが、その文面には立退かせた住宅跡地は見せるなという文句があつたようだ。

伊江島へ着くと米軍設営隊長のガイデラ憲兵中佐が迎えてくれたので、重機で破壊された立退家屋の撤収の跡を見せてくれと交渉したが断られた。それでは現場でなくてもよいから現場の見える所まででも入れてくれと頼んだがそれも拒絶された。それから遠くから写真をとらせてくれと頼んだがそれも駄目だつた。結局、強制立退きさせられた惨めな住宅の跡を視察することは許されなかつた。

軍から支給されたという建築資材（空輸されたもの）をみたがそれは使い古しの板材や空箱をこわした板などで軍の報道したような豊富な建築資材は見当らなかつた。

しかもその資材というのは量にして僅かなもので、到底十三戸の建築に間に合うものではなかつた

「豊富な建築資材を空輸完了した」と軍新聞は報道しているが、これが「豊富な資材か」とあきれざるを得なかつた。又これが持てる国アメリカが、地主の犠牲に対する補償かと思つと、彼らに誠意の片鱗さえないことを知つた。

例の設営隊長は地主達に次のような事を言つてゐるようだ。

「伊江島は米軍が血で購つた島だ。又対日平和条約第三条の規定によつてアメリカが勝手に使つてよい島だ。だから補償も何もやらなくたつてよい」

持てる国、アメリカ、人道の国アメリカが犠牲を「余儀なくされた住民に敢てこのような惨酷な仕打をしている裏には、平和条約第三条」が働いてゐることが窺えるのである。

二 立法院議員の一人は次のように洩らしてゐる。

「伊佐浜、伊江島の人達もそのように言つてゐるが、米国の要人らと会つてみての感じは、彼らには誠意もなければ同情もない。

二百日分の食糧代を前渡しするとか、或は代替地を手えるとか、建築資材を支給するとか、一週一べん農耕させるとか言つてゐるが、このような前ぶれや約束はあてにならない。所謂不渡り手形になるかもしれない。又補償するにしても名目だけのものになるのではないか。現に軍が発表してゐる空輸された「豊富な建築資材」があつたのではないか、あてにするだけ結局馬鹿を見るのだ」

総 理 府

三 次は、伊江島真謝区某地主の話である。

「強制接収された演習地は柵で張りめぐらされ、警戒兵が監視してゐるが、兵隊達がこの柵内の畑から芋を掘り出して街で売つてビールを買つて飲んでゐる。又山羊等も沢山に殺されたり盗られたりした。」

更らに現地からきた人の話によると、

「或る老人は米兵のカメラの前に立たされ、掌の上に乘せられた紙片を押し載せてゐる場面を撮影されたという。この場面の撮影には米兵の命によつて老人は深く頭を下げ、ゆつくり頭を上げさせられたと言つてゐる。

おそらくこの写真は、米軍から仕払われた家屋移転補償費を区民が「有難く押し載せてゐる」との印象を手えるための例の宣伝効果を狙つた怪写真として利用されてゐる」と言われている」と言つてゐる。

四 立法院軍用地特別委員の某氏（社大党）は伊江島真謝区民に対する今後の救援対策について党議として決定されたものではないかと前置きして私見を次のように語つた。「アメリカを相手にしては頼りない。同胞の苦しみを救うため同胞が立ち上らねばならない時が来つゝある。犠牲負担を彼らにのみ負わせることは忍びない。アメリカを

反省させる意味から同胞の手で彼らを救つてやりたい。
いざとなれば吾々も街頭募金に立つ積りでいる。何れ実行については党議の決定にま
つことになろう。今回の伊佐浜、伊江島の問題を通じて思うことは比嘉主席に政治家
としての良心と意気地のないことである。

軍用地問題であんなに騒がれ、地主代表が十日間も主席室の前で「坐り込み陳情」を
しているではないか。

若し彼に真に住民を愛し、窮民に同情する気持があれば、現在の地位に恋々すること
なく、軍に辞意を伝えるべきである。彼に政治家としての肚があり、能があるならば
ゼスチャーとしてでもよい。「軍用地問題がこんなに紛糾し、住民から不信されるよ
うでは私としては主席はつとまりません」と決意の程を示すべきではないか。彼には
住民の苦しみは問題ではない。自分が現状を維持することが出来ればよいのである。
全く歎けかわしい存在である。」

さて、十日間を主席室前の廊下で坐り込みを続けている陳情隊は、身の廻り品を入れた
風呂敷包をかゝえて、沈黙の座り込みを続けているが時折、伊江島から新しい顔が見
えて参加するなぞで座り込み隊の人員は一定でない。この人達は時に座を外すがおそ
らくどこかで密議をこらしているのではなからうかと思われる。

総 理 府

三月二十日の日曜日にも屋内を迫られた彼らは庁舎階下の車寄せの一隅にかたまつて座
をとつていたがその日彼らは、真謝区地主代表一同の名をもつて比嘉主席夫人宛に書
面を送つている(三月二十一日各紙所報)この書面を通して読みとられることは、彼ら
陳情隊がどこまでも冷静に、合法的に、自分らの意志を貫こうとしていふことと寸言よ
く意を尽す巧みを表現力に長じていることである。その一節に

主席様には

「貴下の協力も及ばず、米軍も聞かず、軍隊(威圧のための武装兵力の意)が来ると
すれば、それは野蛮人だから相手に致しません。もう天に委す外ありません」と申
上げたがその通りになりました。

区民はただ呆然として天を仰いで人道も、権利も認められない極悪の社会をうらん
でおります。

と云い、又

吾々は、国の繁栄は産業にあると信じます。軍隊によつて栄えた国を知りません。正
しい政治によつて栄えるものです。

とも述べているが深刻な心情を平易、簡明に、しかも辛辣に表現しているのが看取され
る。

那第二〇六号

昭和三十年三月二十八日

那羅日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務所 局長 殿

伊江島、真謝地区に対する応急措置を決定

一 琉球政府行政主席室前に「坐りこみ」を続けていた伊江島真謝地区主代表らは去る三月二十二日比嘉主席に対し当面の要求事項を文書で提出した。(二十三日朝刊紙報道) その内容は、食糧対策をはじめ、飲料水、用水、家屋、家畜飼料、米兵による窃盗、休日における突撃の乱射、山羊の射殺、墓地の保護等十項目にわたる要求であるが、政府においては右の要求に基き、翌二十三日与儀副主席以下関係局長会議を開いて検討の結果政府としての補償要項を決定した。(三月二十四日朝刊各紙所報) 政府は右により決定した補償要項を軍に提示すると共に、米兵の窃盗、墓地への射撃、山羊の射殺等の禁止方についても軍に申入れたようである。

二 立法院軍用地特別委員会は三月二十四日午前開会、政府決定の前記補償要項の内容を政府関係課長(行政課長)から聴取の上、立法院としての立場で検討すると共に真謝地区地

総 理 府

主代表らの意見を徴する等慎重に討議を行つたが、席上注目すべき発言次の通りである (一)政府の決定した補償要項は恒久対策という性質のものだが、現在の段階では応急対策でなければならぬ。恒久対策は米軍による適正妥当な補償の実現によつて自ら解決されるものであつて現在必要とする対策は米軍による適正補償がなされる迄の応急暫定措置でなければならぬ。従つてこのような応急措置は極めて短期間で切上げることを建前とすべきであり、生活保護など、六ヶ月間継続することによつて米軍側をして適正妥当な完全補償必要なしとの口実を与える結果になる虞れもある。こうなれば米軍側の思う壺にけまることにならう。

(二)政府はその決定した補償に基いて対軍折衝に入つたが若しこれが容れられない場合は政府の負担として予備費支出を考慮しているようだが、予算措置を伴う六ヶ月間の生活保護対策等は当然通常議會において審議されるべきものであり、その内容は予算決算委員会において討議されるべきである。

(三)政府の生活保護対策は社会局の管掌する「生活保護法」に基く最低基準の保護というが、生活能力なき者を救済する「生活保護法」に基く救済とは根本的に趣を異にするべきである。即ち伊江島の場合には生活能力を失つたものでなく、軍の強制接収によつて生活手段を奪われたものであり、従つて、あくまで生活保障の建前で実施されるべきものでなければならぬ。その結果少くとも従来の生活水準又はそれ以上を保障する

ものでなければならぬ。

(四)住宅対策によれば最高八坪以内となつてゐるが各戸の家族構成も考慮さるべきであり又従来それ以上の坪数を持つてゐた家庭もあつた筈である。住宅問題も救済や援助としてなされるべきでなく、補償としてなされるべき性質のものであり、従つて従来住宅の程度又はそれ以上のものでなければならぬ。

(五)放牧された山羊が米兵によつて射殺され、薪が米兵によつて持ち去られ、飼料がないために一柵内の畑から飼料がとれなくなつたため一家畜を投売りせねばならぬが、これらの損害の補償をどうするか、家畜は農家にとつて高価な財産である。これに対する補償は重視さるべきである。

(六)代替地も未定であり、部落の移転先も決つてゐない現状で家屋や水槽タンクの設営は出来ない筈である。従つて現在の段階ではこのような恒久施設はできない。

三 以上討議の結果軍用地特別委員会としては政府案はこれを参考資料とする程度にとり、委員会としては独自のものを立案すべきであるとの空気に傾いた。この目会場には例の「坐りこみ陳情隊」の外に現地から来合せた数名の婦人、並びに伊江村軍用地委員長なども出席してゐたが、立法院委員会は現地代表の証言や意見を徴したところ大要次のようなことが陳情された。

総 理 府

(一)現地で一番困つてゐるのが飲料水である。強制立退き当日は米軍によつて飲料水が供給されたが、その後続かない。現在ではやむをえず池の溜り水のみ、使つてゐる。不衛生、危険の上もない。早急に水の対策を講じて貰いたい。政府行政課長は水の問題は村当局で部落と連絡をとつて処置を考慮するといつたが考慮だけでは無い。早急に解決して貰わなければいけない。

タンクも米軍によつてこわされ、容器もない。水の問題は容器の点と共に解決して貰わなければいけない。

(二)柵内から強制立退きさせられた十三戸の為に貸与されたテントは四月八日迄と使用を限られてゐる。九日に米軍が持つて行けば露天生活に入らなければならぬ。部落の移転先も決まらぬ。テントは取上げられたとなれば生活は出来なくなる。住家が出るまでの間テントの借用を延期して貰うよう米軍に交渉して貰いたい。

(三)人間の食糧はどうかなるが、家畜の飼料には困り果ててゐる。仕方なく投売りをしている。飼料の解決がつかまで投売りは続くだろう。早急に解決して貰い度い。

(四)軍が最初約束してゐた代替地は駄目になつたと村から連絡があつた。今のところ代替地もなければ部落の移転先もない。農業経営の点からすれば耕地と住家は同一地域にあることが望ましい。

軍が適正な補償をしてくれれば村内で適当な地所を買い求めて引越し度いと考へてゐる人もゐる。

立法院軍用地特別委員会としては、窮地に追い込まれた現実の事態を救うため委員会としての緊急対策目標を次のように決定した。

- 1、立退者の食糧対策
 - 2、家畜の飼料対策
 - 3、飲料水、用水の供給対策（容器井）
 - 4、人の住む仮小屋の設営
 - 5、家畜の仮小屋の設営
- 四以上決定済、一応散会の上直ちに比嘉主席に右決定を提示種々協議の結果政府の責任において次の緊急措置を講ずることに決定した。
- 1、十三戸分の飲料水（容器ドラム罐四〇個共）準備費として一日元百円を支給（馬車一台三百円三台分）
 - 2、食糧 生活保護法に基き最高基準を一率に支給
 - 3、家畜飼料 食糧を前記基準によつて支給する場合実際の所要量から引くのでこの余剰を家畜飼料に当てる。又柵内の食糧収穫も政府において斡旋する。
 - 4、住家

総 理 府

軍貸与のテント使用期限を延長することに政府で交渉するがそれが不可能の場合は政府の責任において仮小屋を建てる。

5、家畜用仮小屋

古材を使用し労力は村が提供する建設費として政府から一戸当五百円を支給する。政府と、立法院軍用地特別委員の協議により右の決定をみたので、大山委員長は、〃坐りこみ陳情隊〃に緊急措置の内容を説示したところ、家畜飼料、仮小屋については若干の不満を訴えたようであるが、しかし陳情隊としては一応坐りこみを打ち切り帰島の上更に今後の対策をねることとし、関係当局に帰島挨拶をのべ十一日及び坐り込みを切り上げ二十四日帰島した。

アジア局長 第一課長 第五課長

総南連第三五九号

昭和三十年四月六日

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

土地収用に関する請願添議について

去る二月十四日から二十日間の会期をもつて開会された琉球政府立法院臨時議会は最終日の三月五日別添写のとおり標記の決議を行つたので、御参考までに送付する。



記帳

30.4.17

総理府



決議第十一号

土地收用に関する請願決議

琉球政府立法院は一九五四年四月三十日決議第三号「軍用地処理に関する請願決議」を以て、「現在アメリカ合衆国軍隊の土地は早急に解放し、且つ、新たな土地の收用は絶対避けよう」とを全会一致で決議し、更に同年八月三十日決議第十一号を以て、宜野湾村伊佐波他三箇部落の土地取上げ及び家屋の立退き、眞和志市銘苅、古島西部落の立退き並加ハ三和村喜屋武の土地取上げにつき、その中止方を請願したるが、これら兩請願に対しては、一九五四年十一月一日附の貴翰を以て、「合衆国基地のための土地は必要ならば取得しなければならぬ」と旨回答が与せられた。而してその後依然として土地の收用が行われ、あるは行われようとしています。即ち伊江村眞謝、西崎西部落に対する射撃場のための立退きと久志村一帯の山林に対する海陸空総合演習場の指定がなされています。しかしながら土地の收用及び部落の立退きを以て住民の生活が破壊され、住民が苦境に追いつまれることは嚴なる事実であり、住民の意思を反して行われることは當院の黙視し得ざる所であり、従つて當立法院としましては、住民の生活と権利を擁護する立場から、收用の中止方を強く要望するをねがひます。

宜野湾村伊佐波他三部落の農耕地十三万坪は、沖繩において他と類を見ない肥沃な土地であつて、四部落五百五戸(二、三、四、五)の殆んどがこの土地のみを依存して生活してありますが、土地收用が強行されることによつて、その中の二百三十三戸(一、三、九、四)が全く耕地を失ひ、生活の途が閉ざされてしまふ。殊に伊佐波部落の場合、部落全体が耕

地皆無の状態となる由でありますから、その前途は誠に暗胆なるもの
があります。農地のみを生活の支りどころとしている農民にとっては農地を
失うことは生命を断たれることより苦痛であることは、農民の等しく訴
えている所であります。将来の生活の保障をたぎれない現状では、その
苦痛は一入だと言わねばなりません。伊佐波におきては、婦人が切々其の
事情を訴えて土地取上りに対し猛烈なる反対を叫んで陳情して
いるが、家父長的觀念の根深く残っている沖縄の農村におきて、この様
に婦人が叫ぶおぼろけな事実こそ、這般の事情を物語っている
のと思われるのであります。

更け一九五四年九月以来、軍民両政府より数回に亘って現地住民と
の間において協議を重ねられた伊江村の飛行機射撃場用地収用
の件も、伊佐波の問題と同様であります。終戦以来伊江村真謝区

におきては、雨々移動の都度荒廢せる土地を開墾し、三回目移動
により旧部落の近くの現在の位置に墾し、爾來荒れ果てた原野に
鋤を入れ、年々の労苦の結果、一戸平均一五〇坪位の耕地を開き、食生
活日々に可能な状態を以てこたえてきたのでありますが、更け彼等の生活
諸状態をつぶさく見た場合、現状の事態そのものが大きな社会問題
であつて、救済の手をさしのべなければならぬと思つて程であるが、命の綱
と頼んでいる農耕地を取り上げ、その代替地として表土もない石ころ
敷の旧飛行場を与えるから立退けよ、血を涙をたぎる者の行爲であるとい
ふことも過言ではないと言つたのであります。尚、軍は一九五五年二月二十五日
土地所有者の承諾を得ないうち、一九五五年二月二十八日附飛行場使
用するからとの通告をなして、村民を困惑させているが、この処置は全く
忍ぶべからざることであります。

更ニ久志村として見ます場合、村の大部分が山林であり、村民の生活も八五パーセントまでがこの山林に依存しているような状態であります。海陸空、総合演習場を指定され、山林への立入りも禁止された場合、村民は生活を維持し得なくなります。一日の立入り禁止がどれだけ村民に脅威を与えるものであるかは、これが屢々村内における最高の嚴罰として用いられることから明らかであります。また射撃演習による山火事、山崩れ、それら甚く河川の氾濫、田畑の埋没等、山村民の蒙る損害については金武村の例の示す通りであります。久志村の場合、金武村以上に山林に依存している関係上、その影響も著しく大きいものと思われれます。

斯くの如く土地の収用による蒙る住民の損害は、單当局の想像を絶するものがあります。よって琉球政府立法院は、かかる実状を踏み、斯之決議を以てこれら土地収用と部落の立退きの中止方を要望いたします。

右決議す。

一九五五年三月五日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領	
上院議長	
下院議長	宛
民政長官	
民政副長官	



総南連第四三三号

昭和三十年四月二十八日

アジア局長

総理府南方連絡事務局 長

外務省アジア局長 殿

伊江島における土地接収の事情について
標記について別紙の通り御参考までに送付する。

第五課長

アジア局
30.5.-2
第一課

アジア局
30.5.2
第五課

南方班

30.5.2

00202

30.5.2

記録了

総理府

内外記者団一行は十二日夜九時半頃から那覇市内玉白旅館で産経記者とNHK録音班員は立法院議員大山朝常、兼次佐一、中里猛（以上社大党所属）並びに大湾喜三郎（人民党所属）四氏立合の下に伊江島真謝区地主代表阿波根氏外十二名とインタービューし例の伊江島問題について詳細な事情を取材した。

伊江島の地主代表はその日午前、琉球政府を訪れて、軍の張り廻した耕地の柵を撤去してくれと陳情し再び座り込み陳情を決定したものであつて当夜の秘密会合には出願した阿波根氏以下十六名（婦人三人を含む）のうち十三名（婦人を含む）が出席している。このインタービューは約四時半に及び午前二時頃まで続けられたが各自の発言は全部録音されたようである。

まづ区民代表の阿波根氏から伊江島軍用地接收並びに立退きについて事情の経過報告があり逐次具体的な問題について左の様な報告がなされたが訴えられた窮状の深刻さに録音班員はポロポロ涙を流していたと云う。

立退きを命じられた区民は軍貸身のテント小屋に起居し、琉球政府から支給された生活保護費によつて困窮な生活を続けているがその支給された生活費が家畜の飼料代を含み一人一日二十一円という極めて低額であるため区民は栄養不良に陥り最早これでは堪えられ

総 理 府

なくなつたと訴え又政府から支給された生活費の算出は柵内にある耕地からイモ、野菜等の採取ができるものとされていたが、既に軍によつて耕地はすき返され、主食となるイモ迄を買わねばならぬためこの金額では人間としての最低生活を維持することができなくなつたと云つてゐる（因に那覇警察署留置人の一日の食費は一人三十円の割という）食の盛りの半童らも空腹を訴え続けており立退き前に比べて体力は日に見えて衰え、半童にも痛みが見られなくなつたと云つてゐる。立退き以前自作の食糧で満腹していた区民はこの変り果てた悲惨な運命に泣いてゐるが代表団の一人で夫は沖縄戦で防衛隊に召集され伊江島で玉砕したと云う一婦人は十三才になるその息子から「あの畑はお父さんが買うたのになぜアメリカにやらねばならぬか。アメリカにとられるまでは畑のイモで腹一杯食べたいのに。こんなひもじい目に会おうと思えばいつそのことお父さんと一語に戦死した方がよかつた。」と訴えられたと報告して噎く者の涙をさそつた。

大人はともかく、ヒモジーヒモジーを連呼している子供をみるとたまらなくなつたと親達は異口同音に訴えたと云う。

戦前伊江島は比較的広い耕地を持つていた。沖縄県の農家一戸当耕作反別が六反三畝歩といわれた頃この島では一戸当一町歩以上の耕地をもつていた。特に真謝区は島でも一番の

沃土地といわれ大正年間日本政府の開墾助成法によつて新規開墾に成功した真謝原耕地整理組合の地区であつた。今でも真謝原のイモといえはその風味の佳さで島内外に知られてきた。この豊かな農村も戦時から戦後にかけて慶良間群島へ強制疎開の爲放棄させられ漸く帰島したところを強制収用され、しかも武力によつて部落の立退きという事態に入つたのだから部落民とすれば急転直下、ドン底生活につき落されたわけである事情も説明された。区内では既に子供の人身売買がはじまつて十三才になる小娘が十七才迄の年期奉公として四千円で糸満売されたという。これについて阿波根氏は「伊江島で子供の人身売買がなされたからといつて非難してはくれるな、今の真謝区では売られて行く子供はむしろ幸福です。それは売られた先で毎日腹一杯のめしを食わして貰えるからです」と説明した。

十三戸の人々が現在移動している場所はクボ地で雨になれば浸水するので家族の者が雨の降る夜中、衣類や寝具をかゝえて転々しなければならず又沖繩の日中はもう夏であるので日中はテント小屋特^角色の蒸暑さを避けて本蔭か茅のくさむらで寝起している年寄りもある部落では栄養と衛生状態の悪条件から現在十五名程の病人が出ているがこれらの病人も日中は木蔭で看護されているという。

琉球政府から出張した新垣という土地係の放言も当夜の話題となり「一月六百三十円的生活

総 理 府

保護費を有難く思え」とか「君らはあと六ヶ月間腹をくくつて寝ておれ」とか公言したとてこんな土地係は直ぐ更送する必要があることも訴えられた。

接収された耕地の代替地はまだ決つて居らず候補地として軍から或地域の話も持ちかけられたが、真謝区の人々は兄弟である同じ島の人々の土地を奪つてまで生きようとは思われない。自らの犠牲の償いのために他に新たな犠牲者を出したくないというのが吾々の真意ですとも語つた由である。

この日の会談では実弾射撃演習の際、流弾で傷ついた少女の話や、無法にも現地軍によつて逮捕され綱で体をしばられて軍用機で那覇の軍專法廷へ送られた並里老人の事件なども報告されるなど伊江島問題の全貌がこれらの人々によつて強く訴えられたようである。

なお、この日のインタビューは沖繩新聞の社会部親川記者によつて企畫されたという。



総南連第六六一号

昭和三十年六月二十四日

南方連絡事務局 長

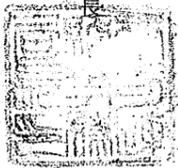
外務省アジア局長 殿

伊江島立退者の近状について
標記について那覇日本政府南方連絡事務所長より別紙写の通り報告
があつたので御参考までに送付する。

第一部長

第五課長

南方



総
理
府

記録了

30. 7. 1

322

那第三八七号

昭和三十年六月十三日

那覇日本政府南方連絡事務所長



南方連絡事務局長 殿

其の後の伊江島
立退きを命じられて柵外に退去した伊江島真謝区の農民に対しては既報のとおり琉球政府が生活保護費を支給してきたが、五月からこの支給が停止されている。

琉球政府としては六ヶ月間の生活保護費を決定差当り六月迄の所要経費を予備費支出することとし、爾後は七月から開始される一九五六年度予算で賄う方針を決めたのであつたが、どういふわけか米軍は政府に対し生活保護費の支給を五月以降停止するよう指示した。

総 理 府

琉球政府は予算執行に當つて、予備費の流用を必要とするときは、予め米軍の承認をうけることになつてゐるので、前述の伊江島に対する生活保護費の予備費流用も当然軍の承認を得てゐるわけであるが、何故に自ら承認した支出を停止させたか。本来ならば軍用地に關連する此の種補償は当然米軍の責任と負担によつてなされるべきであり、応急措置として已むなく琉球政府が住民負担によつてしようとする救済までも中途で停止させたかについては米軍も琉球政府もその理由を明らかにしていない。

一方、伊江島真謝区の立退き農民達の生活難は益々深刻を極め、新聞の報道では飢餓寸前の窮状にあると伝えている。

琉球政府の部内でも之を評して、伊江島に対し米軍首脳は感情的になつてゐるようだ。座り込みを続けたり、各方面に訴えたり、新聞をにぎわしてゐることに對し彼らは悪感情を抱いてゐるようだ。洩して居り米軍首脳は真謝区民に対する一種の報復手段として保護費

支給の停止を処置したと見られる。

ところで、五月二十三日以来琉球政府構内で坐り込みを続けていた真謝区の地主らは警察力によつて立退かされた為十数日前から政府わきの民有地にテントの小屋掛をして坐り込みを続け要求が容れられるまで坐り込みを続けるという悲壮な覚悟を決めている。

一方現地伊江島では降り続く梅雨で天幕小屋は水浸しになつており生活保護が断たれたため生活の困窮は次第に深刻となつており、柵内の構耕作も午後五時以後でないと射撃演習が終らないので、植付は駄目、収穫だけで精一杯で、最近では食糧危機に直面し已むを得ず芋の若掘によつてどうやら生きていると伝えられている。

同区の某有力者は、

「米軍が吾々に対しいろいろと迫害を加えていることはよく判つている。何故こんな吾々をいじめるかといえ、なぜ他の多数の地主は抵抗もせず、騒ぎもせず、アメリカの言うなりにお

総 理 府

となしくしているのに伊江島だけがこのように不満を訴え、騒いでいるのは反米だと思ひ込んでいようだ。凡ゆる迫害はこのような感情から出発しているように思う」と述べている。

米軍の伊江島、伊佐浜に対する冷酷な仕打は全住民に反米感情を募らせこの程恒例の米琉親善週間が実施され、その為の行事も行われたが、大部分の住民の気持は軍用地問題で誠意を見せないアメリカの提唱する親善に何の意味があるかの態度が見え武力をもつて強制的に土地を取り上げ、家をぶち壊わしその上、生活も何も補償しない非人道的アメリカとの親善は真つ平だと私語する者が多い。取り分け青年層（学生を含む）の反米感情はいよいよ目立つてきており、渡米折衝の軍用地問題の進展の結果如何ではこの感情に強く大きく影響を与えることになるだろうと想見されている。

他方伊江島同胞を吾々の手で救えという声が高くなり立法院議員が拠金として窮民に贈り、立法院事務局員の労働組合亦同様である。

琉球大学々生会は総会の決議を以て拠金に着手しており、那覇市婦人会にもこの動きがあり、青年連合会も同じく計画を進めていると
言う。

総
理
府

謹啓

先般上京時

際、貴政務局多端の

折も拘らず、親しく

ご懇談申上げられた様

念をもち、深く感謝

申し上げられた次第で

あります。

環球のこのご実情

は、内部の復興のみならず

ならず、国際を健全に活

動、おいても、逐次進展

ては内部の復興のみならず
外部の地位を保全し
漸くおいても逐次進歩
を遂げつゝあるべきことを
願ふはひとしきる我國人の

政府の格別努力を要
行つては援助の必要の
ものであるがしきる
国民ともども感銘を
深く得てゐることを
述べておきます。

何れも来たるは地球
民の福祉のため第一層
の共同情と援助
を賜ふべきものと
いふことである。

得るは...
であります。

何事か来たる地球位

民の福祉のため一層

の両国情と密接助

を助くまはさるゝは然

い甲一上りまはさる。

閣下の所健康を表

心からお祈り致す。

一九五五年七月二十日

琉球政府行政府主席

比系秀平

外務大臣

重光葵閣下



アジア局長

参事官

総務参事官

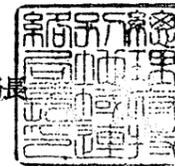
A'30.0.7-1-2

総特第6117号

昭和38年8月16日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



伊江島キジャカ部落の立退き問題の解決について
標記事件の解決について、別添のとおり那覇日本政府南
方連絡事務所長から報告があつたので御参考までにお送り
する。



総理府

記憶了

回覧番号

並総

総南連第1373号

昭和38年8月3日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

伊江島キジャカ部落の立退き問題の解決について

さる昭和36年10月以来もめ続けてきた標記の事件は、7月30日伊江村西江上区公民館において、村側が、軍側の立退き援助金総額43,000ドルを受諾し、2ヶ月以内に軍用地外に移転することによって解決したので、報告する。

(要求額)	総額	155,975ドル(41戸)
	最高	7,330ドル(1戸当り)
	最低	723ドル
(援助金額)	総額	47,000ドル
	最高	約2,300ドル
	最低	230ドル

(備考)

- 1 本問題の解決が長びいたのは ①当初軍側が軍用地内への移転を認めていたのに、その後軍用地外への移転を要求してきたこと、②補償額と要求額との差が大きいこと、③はじめは31戸の移転を求め、やや離れていた10戸の立退きを求めなかつたが、その後全41戸の立退きを求めてきた、等が原因であつた模様である。
- 2 本年5月頃、軍側(=民政府)から琉球政府に対して「軍側は47,000ドルの立退き援助金しか出せないで、その範囲で琉球政府の責任において、この問題を解決するように」との指示があり、この指示に基づいて、琉球政府法務局が担当部局として村側の説得にあたつた結果、7月30日になつて上記のとおり妥結したものである。
- 3 7月30日は、琉球政府法務局側から法務局次長外職員3名、村側から41戸の代表、村の三役、村の軍用地諮問委員会代表等が出席したとのことである。
- 4 ①立退きを要求されている場所がもともと軍用地であることと、②「場合によつては必要外の黙認耕作地(=軍用地)を全部解放する。」との軍側の強い意向により、軍用地が村全体の面積の63%を占め、軍用地収入が年間約20万ドルにのぼるといわれている現状から、村側は強い態度に出ることができずに譲歩したものとみられる。

外



A'3.0.0.7-1-2

アジア局長
審議
総務参事官

北東アジア課長

那 第 968 号

昭和36年11月10日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

伊江島キジャカ部落の立退き問題について

さる10月25日に米空軍から出された伊江島キジャカ部落の立退き要求に対して、同要求を受け入れる旨の村側の基本的態度が確認されたので、参考までに次のとおり報告する。

1 問題の発端

伊江島キジャカ部落41戸の立退きが要求されたのは、10月25日伊江島現地における、米空軍・伊江村・琉球政府三者協議会の席上である。米軍側は、

- ① 演習場内のスクラップ採集は村長に一任し、一定の日を決めて行なう。この日は演習を中止する。
- ② 軍用地のアンテナ地域内での農耕は従来どおり許可ある。

③ 住宅は通信に影響のない地域であれば軍用地内でも許可してもよい。

④ 立退き補償は十分に行なう。

との4点を条件として

(1) スクラップ採集の権利譲渡後は、採集日以外は、演習地内に入らぬように村・警察当局が取締ること。

(2) アンテナ地域内の41戸(キジャカ部落の全部)は、村長の責任で立退かせる。移転先は米軍側もできるだけ配慮する。

(3) 米軍側がサービスの意味で軍用地として接收して、地代を払い、黙認耕作をさせている耕作地を、必要な部分を除き、全部開放(契約解除返還)してもよい。

という三点を要求したのである。

これに対して、村側は、席上での回答を保留した。

なお、当日は米軍側は、米空軍嘉手納基地司令官ほか8人が出席したと伝えられている。

2 要求受入れまでの経緯

(1) 協議会開催までの状態

キジャカ部落は、軍用地契約を結んだ当時は僅かに5軒であつたが、その後つぎつぎと増加し、現在の41戸になつたもので、増加36戸のうち米軍側の許可を得たのは数戸にすぎないという。



回覧番号
亜北 3711

記帳 総 理 府

同部落は、米軍通信施設に近接しているため、今年に入り、電線網・ラジオの取扱いと高い樹林の切除などが要求され(6月)、さらに老廃家屋の改築中止命令が出され(9月)、これに対して、住民の文化的生活を営む権利を侵害するものであるとして非協力の態度を一貫してとつて来た村当局と、米軍側は対立状態を続けてきた。そして更に、10月に入り台風23号によつて倒壊したキジャカ部落の4戸に対して、米軍側から建築不許可の指示が出て、一層緊張状態をかもしることになった。

10月25日の三者協議会は、このいきづまりを打開するためにもたれたものである。

(2) 協議会後の経過

10月25日以後、村側は協議を重ね、10月30日には、伊江村長が法務局を訪れて電燈線、親子ラジオ線の撤去、立木の伐採は全面的に履行するから、キジャカ部落41戸の現状通りの居住を認めるという方針で米軍側と接衝するように要請した。しかし、法務局と米軍側との接衝の結果、米軍側の立退き要求は極めて強く、要求撤回の見通しは極めて薄いことが判明したので、次善策を検討するため11月3日法務局次長等が現地に出張するにいたつた。そして、法務局側と

村当局とが協議を重ねるうちに、村側の「立退き要求受入れ」の基本的態度が確認されるに至つたのである。現地に出張した法務局次長の話によると、

(村当局)は、キジャカ部落の立退き反対により、黙認耕作地が解放された場合、借地料を失うことにより伊江村は経済的に大打撃を受けるとして、立退きに協力する態度を表明し、立退き条件を有利にするように要請した。

(村議会軍用地問題対策委員会)は、10月30日の要請に対する米軍側の回答が出てから、対策を協議するが、もし立退き要求が撤回されない場合には、村長の方針(立退きに協力する態度)に従うとのことである。

(立退き対象者)の大部分は、電気も使用できず、家屋の修築もできないようでは生活が不安定だとして、米軍側の条件で立退きに賛成している。

3 今後の問題

この立退き問題は、現在のところ、村側の要求受入れの基本的態度が固まり、確認されたにとどまり、村側も尚次のような点に不安を抱いているので、立退きの方法、条件等の具体的事項については今後の接衝によることになる。

(村側の不安)① 立退きがすんでから、黙認耕作地が解放され

ることはいか。② 他の軍用地内に移転したとき、再び立退きを要求されることはないか。③ 現在の黙認耕作地が立入禁止になることはないか。④ 将来軍用地が開放された場合に、軍用地（移転先の）地主との関係はどうなるか。

4 参考事項

(1) 外部団体の動き。新聞報道によると、人民党、原水協等の外部団体は、今週のはじめ頃から、オルグ団を現地に派遣し立退き反対運動を盛り上げる準備を行なっていた。これに対して、琉球政府、伊江村当局は、いずれも外部団体の介入を警戒し、もしキジヤカ部落側が外部団体の介入を認めるならば、この問題から手を引くとの方針であつた。部落側も、この政府及び村側の態度を了承し、外部団体の介入は認めない方針を決めた。したがつて、要求受入れの基本線が確定したこれから後は、外部団体の介入により問題が紛糾するおそれはないと思われる。

(2) 伊江村経済の軍用地依存

伊江村は、村営の総合病院をもち、製糖工場を営んでいる。比較的豊かな村であるが、村の軍用地代年間約25万ドルの半分は、黙認耕作地の借地料であるといわれている。したがつて、伊江村の経済を支えている軍用地代の激減を意味する黙認耕作地の解放は、村民に大きなショックを与えている。

(3) 土地諮問委員会への問題の委託

法務局側は、この問題を、土地諮問委員会にかけることが考えられるとしている。土地諮問委員^会は、琉球側から法務局長等三人がメンバーとして加わり、軍用地問題の円満解決に大きな役割を果たして来た委員会である。

(写送付先)

警察庁警備局長

九州管区警察局長

外務省アジア局長